

土木工事共通仕様書（R5.1）の改正概要

1 基本事項

山形県農林水産部農村整備課の「土木工事共通仕様書」は、農林水産省農村振興局の「土木工事共通仕様書」及び、山形県県土整備部の「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠している。

第1編共通編第1章総則は県土整備部版、第1編共通編第2章材料以降の内容は農林水産省版に準拠している。

2 主な改正内容 対照

（1）仕様書本編の改正

・第1編 共通編、第1章 総則、第2節 特記事項、1-2-2 監理技術者

建設業法施行令の一部改正に伴う、監理技術者の配置を要する下請代金額の修正を行った。

・第1編 共通編、第1章 総則、第2節 特記事項、1-2-4 配置技術者等の適格性及び専任性等の確認

建設業法施行令の一部改正に伴う、配置技術者の専任義務を要する請負代金額の修正を行った。

・その他

語句の追加を行った。